にいがた
市報
発行所 新潟市役所
新潟市西堀通6番町866
電話 代表(28)1000
編集人 本間高明
(担当企画部広報課)
印刷所 (株)旭光社

国民年金特集号
10月10日発行

老後の幸せは国民年金で

年金額が二・五倍に
国民年金法改正 来年一月から実施

①年金額を一気に二・五倍に引上げる②夫婦五万円年金の実現③年金制度へのスライド制導入④保険料の引上げ—などをおもな内容とした国民年金改正法案先の別国会で可決され、来年一月から実施されることになりました。

「老後の幸せは国民年金で」—ということで、昭和三十六年にスタートした国民年金制度。新潟市民のうち五万九千人が加入し、すっかりわたしたちの身近なものに育っています。しかも、四十六年四月から年金支給が開始され、現在二千五百五十七人が受給しています。

法改正を機会に、国民年金をより一層理解していただくために"国民年金特集号"をお届けします。

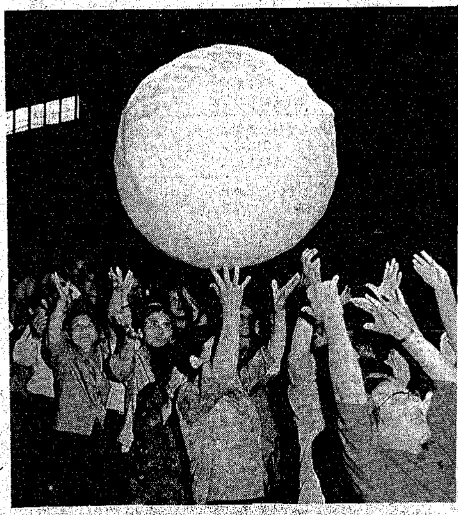

頑張って! 早く! 早く!—背を伸ばして、いっしょうけんめいに玉を送るお年寄り

「加入してよかったワ」
年金受給者 井上ツタさん(女池和合町)

「四十七年一月から、年間六万円の年金をいただいている」井上ツタさん(女池和合町、67歳)。年金委員の委嘱を受け、地区住民への年金PRに努力している。

「年金に加入した当時は、まだ年金に対する理解がうすく、途中でやめた人も多かった。私たちがもらい始めると『あの時続けてかけておけばよかった』と後悔している人も多い」とか。また「自分がもらいはじめてから加入した人も多い」という。

とにかく"ききめ"が実感としてあらわれるのがあとになるので、ピンとこないのだろう。しかし、「年をとってから、いつまでも若いものたちに『ああしてくれ、こうしてくれ』とはいいたくないから、多少でも自分の年金がはいれば気も楽だ」ということになる。

話しが年金制度の改正のことになると「年金の額が上がったり、制度が充実されることはいいことですね。これを機会に、おおぜいの人たちから加入していただきたい。私も、早速、地区の人たちに、説明会を開いて加入をお勧めします。何といったって、人のことではない、自分自身のことですからね」—と行動派らしい積極性を示す。

女池校区婦人会長や自治会の要職も引受け、多忙な毎日をすごす井上さん。来年金婚式を迎える夫の清信さん(76歳)と長男夫婦、それに三人の孫からなる八人家族。「まだまだ地域のために頑張りますよ」—とお元気。

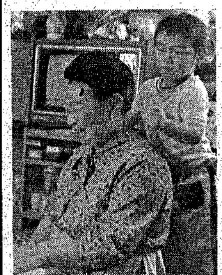

写真=孫の明広ちゃん(四歳)から肩をたたいてもらいご満悦の井上ツタさん。

対談 法改正のあらまし

聞くひと 関口美智子さん(西堀通7 主婦)

答えるひと 中田栄(市民部国民年金課長)

》10年年金《 年額6万円から15万円に引上げ

関口 国民年金の内容が、加入者のために大幅に有利に改正されたとか…。

課長 そうです。老齢年金、十年年金、五年年金、通算老齢年金、障害、母子年金などの年金額が、大幅に引上げられました。また、夫婦五万円年金、年金制度へのスライド制導入—なども実現しました。もっとも、保険料の引上げも含まれていますが…。

関口 いつから実施するのでしょう。

課長 来年一月から実施します。

関口 改正点をもう少し具体的に申しますと?

課長 老齢年金では、保険料を二十五年かけた場合の年金額が、月額「八千円」から一挙に「二万円」に引上げられます。また、すでに四十六年四月から年金の支給が開始されている十年年金は「五千円」から「一万二千五百円」、五十年から支給が始まる五年年金では、「二千五百円」から「八千円」、老齢福祉年金が「三千三百円」から「五千円」—などと、別表のとおり、各種年金の月額が引上げられたわけです。

関口 「五万円年金」ということばをよく耳にしましたが…。

課長 これは、月額「夫婦で五万円」ということで、これまでは夫だけが附加年金に加入出来て、奥さんは加入出来なかったわけです。ところが今回の改正で奥さんも附加年金に加入出来るようになりました。そこで、夫婦そろって附加年金もあわせて二十五年間加入すると年金月額が五万円、とう有利な額になるわけです。

物価変動が五パーセント以上のとき 年金も自動引上げ 翌年度から

関口 さきほどのお話しで、スライド制とかいうことばがありましたが、これはどういうことなんでしょう。

課長 国民年金は、およそ五年に一度、年金の値うちが下がらないように、物価や生活水準の変動に応じて、年金額を改善していくよう法律で定められています。しかし、五年に一度では実情に追いつかないほどの変化が出てきましたので、今後は、物価の変動が五パーセント以上認められた場合は、その比率に応じて年金額も翌年度から改正していこう—というのがスライド制です。

関口 少しでも現実に即した制度にしていこう、というわけですね。

課長 そのとおりです。

保険料も九百円に

関口 年金額が多くなることは私たちにとって朗報です。ところで、月々のかけ金も引き上げられるということですが…。

課長 ええ、そこなんですが、残念ながら引上げられます。

関口 と申しますと…?

課長 現在の月額五五〇円の定額保険料が九〇〇円になります。また、附加年金の保険料三五〇円が四〇〇円に、五年年金の七五〇円が九〇〇円に、それぞれ引上げられます。

関口 もちろんこれも来年一月分からですか?

課長 そうです。

「五年年金」再受付け

課長 年金額・保険料の引上げ、スライド制の導入などについてお話しいたしましたが、ほかにまた改正点があるんですよ。

関口 といいますと?

課長 まず、五年年金に加入の道が開けたことです。と申しますのは、ご承知のとおり、国民年金は二十五年間加入しなければ、年金を受けられないたてまえになっていますね。ところが、その原則にこだわると、現在かなり年をとっている人は、これから二十五年も保険料をかけられないわけです。そこで、それらの人たちのために期間が短い五年年金や十年年金の制度を特別に設け、一定の期間に限って、加入の受付けをしたわけです。

関口 つまり、いったん加入受付けを中止していた五年年金を、再度受付ける、ということですね。

課長 そうです。

関口 どういう人が加入出来るわけですか?

課長 四月一日現在六十二歳から六十六歳(明治三十九年四月二日から同四十四年四月一日までに生まれた人)までの人です。

関口 これも来年一月からですか?

課長 いいえ、加入手続きは、今月一日から受付けていまして、来年三月三十一日までです。しかも、加入は、四十五年六月にさかのぼります。もちろん、保険料もまとまった額を納入することになりますが、五十年六月末までに納入すればよく、また分割納入の方法もあるんです。

× × × ×

保険料の特例納付

課長 保険料は未納のまま納期限から二年を過ぎると、時効によって、納めたくとも納められなくなります。したがって、国民年金に加入していない人や、長期間保険料を滞納している人の中には、このままでは将来年金を受けることが出来ない人が出てきます。

これらの人のために、来年一月から五十年十二月三十一日までの間に限って、過去の時効にかかった分の保険料を納めることが出来るようになりました。これを、保険料の特例納付といっています。

関口 月額保険料はいくらですか?

課長 新料金の九〇〇円になります。

所得制限が六百万円に 福祉年金

課長 最後になりましたが、もう一つ、大きな改正点として、老齢および障害福祉年金が引上げられました。また"扶養義務者所得制限"の限度額が、年収二五〇万円(六人世帯)から六〇〇万円に引上げられたことです。これによって、いままで年金を受けられなかった人でも、ほとんどが受けられることになります。

関口 いろいろお話しをうかがっていますと、今回の法改正で、国民年金制度も一歩前進した、といえるわけですね。

課長 そのとおりですね。今後も一層国民年金にご理解くださいますようお願いします。今日は大変ありがとうございました。

関口 どういたしまして。

給付内容の新・旧比較表

種類			改正前	改正後
拠出年金	老齢年金	保険料を25年かけた場合	定額 月 8,000円	定額 月 20,000円
			所得比例 月 4,500円	附加年金 月 5,000円
			夫のみ所得比例に加入して、夫婦月額 20,000円	夫婦とも附加年金に加入して夫婦月額 50,000円
		5年年金	月 2,500円	月 8,000円
		10年年金	月 5,000円	月 12,500円
	通算老齢年金		320円×保険料納付月数	800円(10年年金該当者は1,200円)×保険料納付月数
	障害年金1級		月 11,000円	月 25,000円
	〃 2級		月 8,800円	月 20,000円
	母子年金		8,400円(子が2人以上のときは第2子から1人につき400円加算)	20,000円(子が2人以上のときは第2子が800円第3子から400円加算)
	準母子年金		母子年金と同じ	母子年金と同じ
	遺児年金		月 8,400円	月 20,000円
	寡婦年金		老齢年金の半額	老齢年金の半額
	死亡一時金		10,000円~52,000円	17,000円~52,000円
福祉年金(所得制限は48年5月から 年金額は48年10月から)	老齢福祉年金		月 3,300円	月 5,000円
	母子福祉年金		月 4,300円	月 6,500円
	準母子福祉年金		母子年金と同じ	母子年金と同じ
	障害福祉年金		月 5,000円	1級 7,500円 2級 5,000円
	所得制限の緩和	本人 老齢 障害	(扶養親族0人) 所得 38万円	(扶養親族0人) 所得 43万円
		本人 母子 準母子	(扶養親族5人) 収入 209万円	(扶養親族5人) 収入 234万円
		配偶者扶養義務者	(扶養親族5人) 収入 250万円	(扶養親族5人) 収入 600万円
		普通恩給	限度額 6万円	限度額 10万円
		戦争公務	中尉以下全額支給	大尉以下全額支給

国民年金相談所

午前9時半~午後3時

月日	場所
10月15日(月)	北地区事務所
〃	濁川連絡所
〃	南浜連絡所
10月16日(火)	中地区事務所
10月17日(水)	東地区事務所
〃	大形連絡所
〃	石山連絡所
10月18日(木)	西地区事務所
〃	中野小屋連絡所
〃	赤塚連絡所
10月22日(月)	鵜ノ木連絡所
〃	両川連絡所
〃	大江山連絡所
10月23日(火)	国民年金課
〃	鳥屋野連絡所
〃	坂井輪連絡所
10月24日(水)	関屋連絡所
〃	入舟連絡所

左表のように国民年金相談所を開設します。なお、相談日には47年度の保険料未納分について徴収いたしますので、未納もあわせてのある方はこの際に納入ください。